

## 第1章 総則

### 1 目的

この指針は、幸手市の危機対応に関する基本的な考え方を定め、もって危機管理体制を強化するとともに、総合的な危機対応施策を推進することにより、市民の生命・身体及び財産の保護ならびに市民の生活、産業の安定を図り、安全・安心なまちづくりに資することを目的とする。

### 2 対象とする危機の範囲

この指針における危機とは、おおむね次のいずれかに該当する災害、事案等とする。

#### (1) 市民の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす災害、事故、事件等

【例】 自然災害（地震、風水害、異常気象による災害、など）

事 故（列車事故、航空機事故、劇薬等の散布、有毒ガス、核・原子力関連事故、等により多大な負傷者が生じる事件、大規模火災など）

事 件 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態  
テロ・ハイジャック

#### (2) 市民の生活や健康に重大な被害を及ぼす事案

【例】 SARS、高病原性鳥インフルエンザ、薬物混入などによる集団健康被害、原因不明な健康被害など

#### (3) 市の産業、経済に重大な被害を及ぼす事案

【例】 金融機関の破綻など

#### (4) 公共施設等における事件、事故等で行政運営に著しく支障をきたす事案

【例】 安全管理上の重大な事故、個人情報流出、火災、施設内での重大な人的被害が生じる又はその恐れがある事件・事故、不当要求による被害等

#### (5) その他

市の行政運営に支障をきたす結果、住民サービスに重大な影響を及ぼす危機

【例】 電子データの紛失や、コンピュータダウンによる住民サービスの停止、職員等による不祥事等

### 3 他の防災計画等との関連

この指針は、地震・風水害などの災害や、武力攻撃事態、大規模テロ等の緊急対応事態、SARSなどの感染症、金融機関の破綻、公共施設等におけ

る事件・事故等で、行政運営に著しく支障をきたす事案等の様々な危機への対応について、基本的な考え方を定めたものである。

このうち、災害についての危機対応は「幸手市防災計画」に基づき、武力攻撃事態、緊急処理事態については「国民保護に関する幸手市計画」に基づき実施し、見逃されていた危機や、対策不十分の危機が発生し、又は発生する恐れがある場合には、その業務を主管する各部署が関連部署と連携しながら対応策を講じるとともに、順次この指針（危機管理総合マニュアル）に基づき個別マニュアルの整備を進めていく。

## 4 責務

### (1) 市長

市長は、危機管理に関する最高責任者として、危機管理活動の維持及び適正な体制の構築、危機管理方針の決定と表明、危機管理活動の定期的な確認を実施する。

### (2) 危機管理担当

危機管理担当は、市全体の危機管理に対する総合調整、研修、訓練を実施し、平常時における全庁的な危機管理体制の充実・強化に努めるとともに、所管部署が不明な危機が発生した場合や、全庁的な対応が必要な危機が発生した場合、又は発生する恐れが高まった場合には、関連部署及び関係機関と連携して危機対策組織の運営や情報の整理など必要な対策を実施する。

### (3) 各部署

ア 各部署は、所掌業務にかかる危機の発生を想定し、平常時から、危機管理マニュアルを整備するなど、危機管理体制の充実・強化に努めなければならない。

イ 各部署は、危機発生時又は、発生する恐れが高まった場合には迅速に危機管理担当への連絡及び市長への報告を行うとともに、関係機関と連携しながら、情報の収集・分析、また被害が発生した場合には、被害者把握、救助などの応急対策を実施しなければならない。また、危機管理対策本部が設置された後は、危機管理対策本部の指示に従い、被害の拡大の防止等に取組まなければならない。

ウ 各部署は、職員の危機管理能力の向上を図るため、必要な訓練や研修の実施に努めなければならない。

### (4) 職員

職員は、担当する事務について常に起こりうる危機を想定し、その対応策を検討するとともに、危機管理マニュアルを確認し、訓練や研修を

通じて必要な知識の習得に努め、危機管理能力の向上に努めなければならない。

## 5 国・県等との連携

各部署は、平常時から、想定される危機に関して国・県や関係機関等との調整を図るよう努める。

## 6 民間団体及び市民との協力

各部署は、危機対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、関連部署、ライフライン事業者、交通事業者、病院経営者、学校法人、商工団体、NPO等の民間団体等と被害者等に対する医療、避難施設の提供、食料・生活必需品等の調達、ボランティア活動の支援など、この指針に定める様々な対策について協力体制を構築するよう努めるものとする。

また、各部署は、市民に対し、様々な危機に関する学習、食料などの備蓄、訓練への参加、ボランティア活動、自主防災活動等への参加などについて協力を求めるとともに、普及啓発活動を行う。